

～高収益作物次期作支援交付金の受付案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援いたします。

支援対象となる生産者

- ◆ 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者
- ◆ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者

※1：5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示します。

※2：野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国の協議により、追加される場合があります。

支援内容

【支援単価】 5.5万円/10a

※ 島原市は中山間地域等に該当するため、5万円/10aの単価に、1割加算されます。

※：施設栽培「花き、大葉、わさび」は、80万円/10a、施設栽培「マンゴー、桜桃、ぶどう」は25万円/10a。
施設栽培とは、加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設。雨よけハウスは除きます。

【対象農地】 農地台帳に記載の経営農地のみ

いわゆる「ヤミ小作」農地は、対象となりません。
同一ほ場での支援は1回限りです。

【対象面積】 農地面積から畦畔面積を引いた面積

ハウスは、設置実面積が対象。過大面積の場合、交付金の返還もあり得ますので、ご注意ください。

対象となる取組例

● 下記の取組から 1つ以上取り組むことが要件です。

- ・機械化体系の導入
- ・肥料、農薬等の資材の導入
- ・土壌改良、排水対策の実施
- ・かん水装置、空調機器等の導入等



排水対策の実施



被覆資材の導入

申請方法

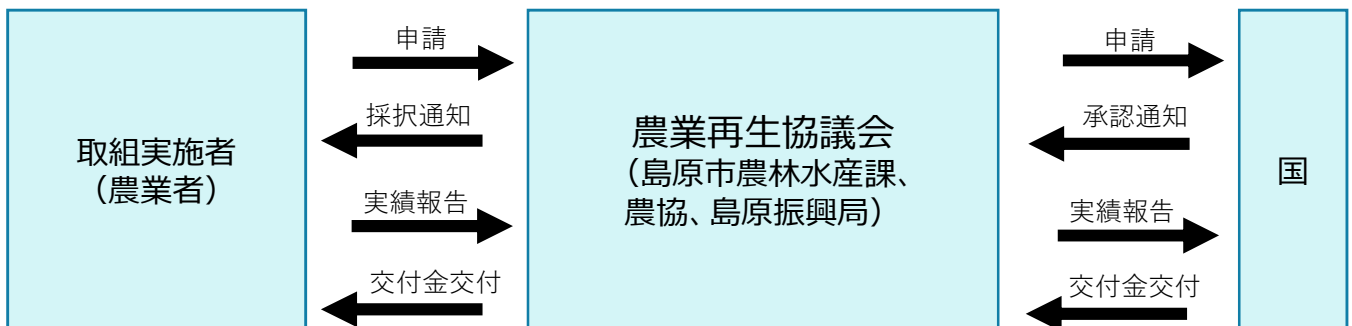
【受付窓口・期間】

- ① **JA島原雲仙へ出荷**されている方
JA各地区営農センターで受付します。
令和2年8月中旬から開始 ※農協より別途、通知があります。
- ② **JA島原雲仙以外へ出荷**されている方
島原市役所農林水産課（有明庁舎）で受付します。
令和2年8月28日(金)まで（土日祝日除く）8:30～17:00

【必要なもの】

- (1) **令和2年2月～4月**の間に**出荷したことがわかるもの**
（出荷伝票、荷受伝票等）
- (2) ハウスの場合、**ハウス面積**がわかるもの（図面、園芸施設共済申込等）
※わかるものが**無い場合は、ハウスを実測し図面**を書いてきてください。
- (3) **島原市外に経営農地**がある場合、**所有や貸借を証明する書類**
- (4) 通帳見開きのコピー（名義・取扱店・口座番号がわかる部分）
- (5) 印鑑（認印可）
- (6) **対象取組が完了**している場合、**肥料、土壌改良資材等の納品書・領収書等**
取組を行った期日をメモしてきてください。
（本年**4月30日以降**に行った**取組が対象**となります。）

< 事業の流れ >



本事業に関する問い合わせ先

島原市 農林水産課 農林畜産班	☎0957-68-5486	市役所有明庁舎
JA島原雲仙 島原地区営農センター	☎0957-64-3121	島原市大手原町
有明地区営農センター	☎0957-68-1331	島原市有明町大原
島原振興局 島原地域普及課	☎0957-62-3677	島原市西八幡町